

報告第17号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日提出

豊川市長 竹本幸夫

(市民部関係)

1	専決年月日	令和3年8月31日
	相手方	豊川市在住の30代男性
	損害賠償の額	84,222円
	概要	令和3年6月15日午後5時20分頃、豊川市御津町上佐脇西区58番3地先の県道交差点において、職員の運転する自動車相手方の運転する自動車に接触し、当該自動車の一部が破損した。

(産業環境部関係)

1	専決年月日	令和3年7月19日
	相手方	社会福祉法人豊川市社会福祉協議会
	損害賠償の額	210,496円
	概要	令和3年5月17日午前10時25分頃、豊川市南千両二丁目1番地先の市道交差点において、職員の運転する自動車相手方の職員の運転する自動車に接触し、当該自動車の一部が破損した。
2	専決年月日	令和3年8月23日
	相手方	新城市在住の40代女性
	損害賠償の額	19,659円
	概要	令和3年5月17日午前10時25分頃、豊川市南千両二丁目1番地先の市道交差点において、職員の運転する自動車相手方の運転する自動車に接触し、相手方が負傷した。

(建設部関係)

1	専決年月日	令和3年8月31日
	相手方	豊川市在住の50代男性
	損害賠償の額	51,366円
	概要	令和3年7月14日午前8時頃、豊川市千両町数谷原581番3地先の市道において、相手方の運転する自動車のタイヤが路面にできた穴に落ち、当該自動車の一部が破損した。
2	専決年月日	令和3年9月24日
	相手方	豊川市在住の50代男性
	損害賠償の額	52,399円
	概要	令和3年8月20日正午頃、豊川市行明町宮井戸41番3地先の市道において、相手方の運転する自動車のタイヤが路面にできた穴に落ち、当該自動車の一部が破損した。
3	専決年月日	令和3年9月30日
	相手方	豊橋市在住の40代男性
	損害賠償の額	91,641円
	概要	令和3年8月20日午後1時30分頃、豊川市行明町宮井戸41番3地先の市道において、相手方の運転する自動車のタイヤが路面にできた穴に落ち、当該自動車の一部が破損した。

4	専決年月日	令和3年11月2日
	相手方	豊橋市在住の50代女性
	損害賠償の額	132,704円
	概要	令和2年7月15日午後8時頃、豊川市篠田町弘法野81番地先の市道において、相手方の親族の運転する自動車のタイヤが路面にできた穴に落ち、当該自動車の一部が破損した。

(消防本部関係)

1	専決年月日	令和3年11月12日
	相手方	有限会社大井薬局
	損害賠償の額	533,500円
	概要	令和3年8月17日午前11時30分頃、豊川市野口町道下20番の相手方店舗の駐車場において、職員が消防自動車を駐車したところ、車両の重さでアスファルト舗装の一部が陥没し、破損した。